

(3) 介護保険料の所得段階について

取扱注意

平成30年2月17日(土)第5回作成委員会
資料3

直近のデータとして、平成29年9月30日現在の65歳以上の第1号被保険者のみを人数として使用し、第6期(H27-29)での現行の状態と、第7期(H30-32)の介護保険料案を比較検討します。特に、国の標準9段階の基準は、第5段階(基準)より低い所得層(非課税世帯)を高い所得層が支える仕組みの均衡を勘案して定められるものです。

※ 第1段階にあつては、公費(国1/2、県1/4、構成市1/4)により、別途「低所得者保険料軽減強化(0.5→0.45)」が行われています。

(現行)第6期[10段階]

基準月額 **5,791**

第7期[標準9段階]

基準月額 **6,492**

案1

		所得段階	要件(略)	割合	年額(円)	人数(人)		所得段階	要件(略) 《国の基準どおり》	割合	年額(円)	人数(人)	影響額(円)	備考(影響の考察)
世帯非課税	第1段階	生活保護受給者、世帯全員非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員非課税で年金+所得が80万円以下	0.50	34,800	10,150	→	第1段階	同左	0.50	39,000	10,150	4,200		
	第2段階	世帯全員非課税で年金+所得が120万円以下	0.75	52,100	4,388		第2段階	同左	0.75	58,400	4,388	6,300		
	第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75	52,100	3,060		第3段階	同左	0.75	58,400	3,060	6,300		
世帯課税・本人非課税	第4段階	本人非課税(世帯は課税)で年金+所得が80万円以下	0.90	62,600	8,252	→	第4段階	同左	0.90	70,100	8,252	7,500		
	第5段階(基準)	本人非課税(世帯は課税)で上記を除く	1.00	69,500	7,007		第5段階(基準)	同左	1.00	77,900	7,007	8,400		
本人課税	第6段階	本人課税所得が125万円未満	1.20	83,400	7,043	→	第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.20	93,500	6,685	10,100		
	第7段階	本人課税所得が125万円以上190万円未満	1.30	90,400	3,812		※(現行6段階から7段階)			358	17,900	(増額)傾向が高い→協議事項②		
	第8段階	本人課税所得が190万円以上290万円未満	1.50	104,300	1,728		※(現行8段階から7段階)			337	△ 3,000	(減額)→協議事項③		
	第9段階	本人課税所得が290万円以上400万円未満	1.55	107,700	692		※(現行9段階から8段階)			75	9,200	(増額)傾向が縮小→協議事項④		
	第10段階	本人課税所得が400万円以上	1.70	118,200	990		第9段階	本人課税所得が300万円以上	1.70	132,400	617	24,700	(増額)最高増加額→協議事項①	
							※(現行10段階から9段階)			990	14,200			
						47,122							47,122	

《基準所得金額の改正》

市民税本人課税層にあたる第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額を、それぞれ120万円、200万円、300万円として定める。

※介護保険施行規則第143条から143条の3まで関係(平成30年4月1日施行)

介護保険料案として、次の3案で比較検討する。

案1 第7期[標準9段階]: 国の基準どおり標準9段階

案2 第7期[10段階(A)]: 10段階で協議事項①と協議事項②のみの対応

案3 第7期[10段階(B)]: 10段階ですべての協議事項(①~④)の対応

《別紙「比較検討」》

- 第5段階は「基準月額×12月」(100円未満四捨五入)
- 各所得段階は「第5段階×割合」(100円未満四捨五入)

第7期[標準9段階]

基準月額 **6,492**

案1

(H37 8,271円)

所得段階	要件(略) 《国の基準どおり》	割合	年額 (円)	人数 (人)	影響額 (円)
第1段階	(国基準どおり)	0.50	39,000	10,150	4,200
第2段階	(国基準どおり)	0.75	58,400	4,388	6,300
第3段階	(国基準どおり)	0.75	58,400	3,060	6,300
第4段階	(国基準どおり)	0.90	70,100	8,252	7,500
第5段階 (基準)	(国基準どおり)	1.00	77,900	7,007	8,400
第6段階	本人課税所得が 120万円未満	1.20	93,500	6,685	10,100
第7段階	※(現行6段階から7段階) 本人課税所得が 120万円以上200万円未満	1.30	101,300	3,812	10,900
	※(現行8段階から7段階)			337	△ 3,000
第8段階	本人課税所得が 200万円以上300万円未満	1.50	116,900	1,391	12,600
	※(現行9段階から8段階)			75	9,200
第9段階	本人課税所得が 300万円以上	1.70	132,400	617	24,700
	※(現行10段階から9段階)			990	14,200

47,122

(案1-検討内容)

- 「すべて国の基準どおり」とする。

(参考-第6期中の県内状況)

10保険者(53%、佐世保市、大村市、西海市等)

第7期[10段階(A)]

基準月額 **6,511**

案2

(H37 8,295円)

所得段階	要件(略)	割合	年額 (円)	人数 (人)	影響額 (円)
第1段階	同左	0.50	39,100	10,150	4,300
第2段階	同左	0.75	58,600	4,388	6,500
第3段階	同左	0.75	58,600	3,060	6,500
第4段階	同左	0.90	70,300	8,252	7,700
第5段階 (基準)	同左	1.00	78,100	7,007	8,600
第6段階	本人課税所得が 125万円未満	1.20	93,700	7,043	10,300
第7段階	本人課税所得が 125万円以上200万円未満	1.30	101,500	3,812	11,100
	※(現行8段階から7段階)			337	△ 2,800
第8段階	同左	1.50	117,200	1,391	12,900
	※(現行9段階から8段階)			75	9,500
第9段階	本人課税所得が 300万円以上400万円未満	1.55	121,100	617	13,400
第10段階	本人課税所得が 400万円以上	1.70	132,800	990	14,600

47,122

(案2-検討内容) ※保険料の影響額は案1との差額等

- 協議事項①の対応
案1の第9段階へ400万円の境界区分を加え第10段階を追加設定し、第6期同様の第9段階の割合を「1.55」のままとする。
※ 最高額の増加額が前後段階と同様となる。(24,700円→13,400円)
- 協議事項②の対応
第6段階と第7段階の境界区分の120万円を第6期同様の125万円に変更する。
※ 現行6段階から7段階への移動がなくなる。(17,900円→10,300円)

(参考-第6期中の県内状況)

9保険者(47%、案2または案3のような対応を行う保険者:長崎市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、本組合等)

第7期[10段階(B)]

基準月額 **6,500**

案3

(H37 8,281円)

所得段階	要件(略)	割合	年額 (円)	人数 (人)	影響額 (円)
第1段階	同左	0.50	39,000	10,150	4,200
第2段階	同左	0.75	58,500	4,388	6,400
第3段階	同左	0.75	58,500	3,060	6,400
第4段階	同左	0.90	70,200	8,252	7,600
第5段階 (基準)	同左	1.00	78,000	7,007	8,500
第6段階	本人課税所得が 125万円未満	1.20	93,600	7,043	10,200
第7段階	本人課税所得が 125万円以上190万円未満	1.30	101,400	3,812	11,000
	※(現行8段階から7段階)				
第8段階	本人課税所得が 190万円以上290万円未満	1.50	117,000	1,728	12,700
	※(現行9段階から8段階)				
第9段階	本人課税所得が 290万円以上400万円未満	1.55	120,900	692	13,200
第10段階	本人課税所得が 400万円以上	1.70	132,600	990	14,400

47,122

(案3-検討内容) ※保険料の影響額は案1との差額等

- 協議事項①の対応
案1の第9段階へ400万円の境界区分を加え第10段階を追加設定し、第6期同様の第9段階の割合を「1.55」のままとする。
※ 最高額の増加額が前後段階と同様となる。(24,700円→13,200円)
- 協議事項②の対応
第6段階と第7段階の境界区分の120万円を第6期同様の125万円に変更する。
※ 現行6段階から7段階への移動がなくなる。(17,900円→10,200円)
- 協議事項③の対応
第7段階と第8段階の境界区分の200万円を第6期同様の190万円に変更する。
※ 現行8段階から7段階への移動がなくなる。(△3,000円→12,700円)
- 協議事項④の対応
第8段階と第9段階の境界区分の300万円を第6期同様の290万円に変更する。
※ 現行9段階から8段階への移動がなくなる。(9,200円→13,200円)